

## 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第47条の5

校長が作成する学校運営の**基本方針の承認**をしなければならない。

学校運営は、教育委員会が校長に意見を述べることを

# 承認

教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に**意見を述べる**ことができる。



# 「承認」するとは？

掲げた目標の実現に向けて、  
学校と責任を分かち合うということ

(承認したんだから)  
あとは学校がやることだ。



# 「承認」するとは？

OK! から  
Let's!

へ

掲げた目標の実現に向けて、  
学校と責任を分かち合うということ

一緒にやりましょう！



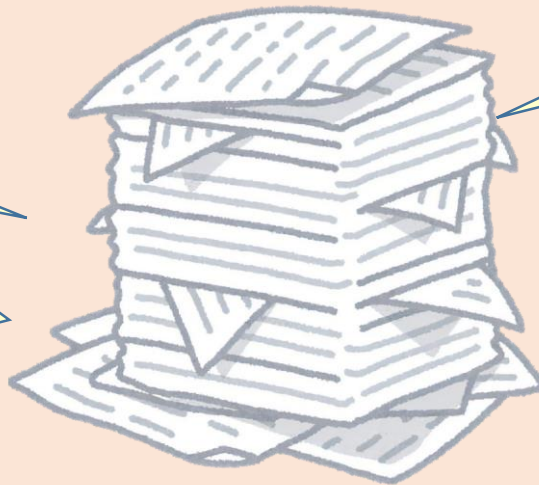
私たちにできることは？

# 「共に考える」ためのマナー として

何を承認しているのかが分かる資料の  
提供を！

長い

難しい



固い表現



「共に考え」、「共有」する。

学校教育  
目標

